

◎新潟県告示第1695号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第23号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市大字須沢2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第8条の「平成26年1月1日から平成26年12月31日まで」を「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成27年1月1日